

改正健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例についての

出前講座のご案内

平成30年7月に改正された健康増進法及び令和元年7月に制定された秋田県受動喫煙防止条例により、令和2年4月から、施設、事業所等における原則屋内禁煙が義務づけられます。



施設、事業所等の研修や団体の会合の際に時間をいただければ、説明に伺いますので、御活用ください。

説明時間 15分～30分程度

費用等 講師派遣及びテキスト等のための費用はすべて県が負担します。ただし、会場は主催者が準備してください。

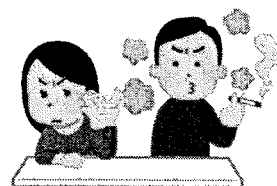
説明内容 ※一例です

◆改正健康増進法と受動喫煙防止条例の措置内容について

- ・喫煙専用室等の設置基準について
- ・20歳未満は従業員もお客様も喫煙できる場所への立入禁止
- ・喫煙専用室を設置する場合の、標識の掲示
- ・違反者には罰則も…

◆受動喫煙防止対策に取り組む事業所への支援

- ・受動喫煙防止対策に係る測定機器の貸し出し（国事業）
- ・禁煙に取り組む小規模飲食店への改装費助成（県事業）
- ・禁煙に取り組む飲食店への秋田県オリジナル禁煙ステッカーの交付（県事業）
- ・受動喫煙防止対策宣言施設登録事業（県事業）



※御要望に応じて、時間や内容を調整させていただきます。

<申し込み方法>

まずは電話で日時等についてご相談ください。

秋田県健康福祉部健康づくり推進課 電話：018-860-1429

日程が決まりましたら裏面の申し込み書を提出してください。

◆ F A X 送信票

受動喫煙防止対策出前講座申込書

日時	令和 年 月 日 ※時間 : ~ :
会議・研修名等	
会場	会場名 : 住所 : (TEL : / FAX :)
受講者	※受講予定(対象)者とその人数を記入ください (名)
連絡先	※担当者の連絡先を記入ください (TEL : / FAX :) (メールアドレス)
特記事項	 (健康づくり推進課との打ち合わせ日 : 令和 年 月 日)

秋田県健康づくり推進課
FAX : 018-860-3821
TEL : 018-860-1429 (専用ダイヤル)